

○武蔵野大学通信教育部学則

(平成14年 4月 1日)

改正	平成15年	4月	1日	平成17年	4月	1日
	平成19年	4月	1日	平成20年	4月	1日
	平成21年	4月	1日	平成22年	4月	1日
	平成23年	4月	1日	平成24年	4月	1日
	平成25年	4月	1日	平成26年	4月	1日
	平成26年	10月	1日	平成27年	4月	1日
	平成28年	4月	1日	平成29年	3月	7日
	平成29年	4月	1日	平成31年	4月	1日
	令和 2年	4月	1日	令和 3年	4月	1日
	令和 4年	4月	1日	令和 5年	4月	1日
	令和 6年	4月	1日	令和 7年	4月	1日

第1章 総則

第1条 武蔵野大学通信教育部（以下「本通信教育部」という。）は、通信手段を有効活用した教育を行うことにより、仏教精神を根幹として学識、情操、品性ともにすぐれた人格を育成するとともに、学問の研究を深め、世界の平和と人類の幸福に寄与することをもって目的とする。

第2条 本通信教育部は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検、評価に関しての事項・体制については、別に定める。

第2条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 教育研究に関する重要な事項で、通信教育部委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては、別に定める。

第2条の3 本通信教育部は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

第3条 本通信教育部に、次の学部、学科、専攻及び専修の通信教育課程を置き、定員及び目的は次のとおりとする。

(1) 定員

学 部	学科・専攻・専修		入学定員	2年次 編入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
人間科学部	人間科学科	心理学専攻	250名	—	700名	2400名
		仏教学専攻				
		社会福祉専攻				
教育学部	教育学科	小学校専修	15名	55名	—	225名
		国語科専修				
		英語科専修				

※1 人間科学部において、欠員が生じた場合には、4年次編入学を認めることができる。

※2 教育学部において、欠員が生じた場合には、3年次編入学を認めることができる。

※3 人間科学部人間科学科社会福祉専攻の入学・編入学定員は100名とする。

(2) 目的

ア人間科学部人間科学科は、現代社会や現代人が抱える心の問題を心理学、仏教学又は社会福祉学の側面から考え、人間の心の本質を探究し、総合的視野で深く人間を理解できる人材の育成を目的とする。

イ教育学部教育学科は、児童生徒の成長・発達に関する知識を学習し、児童生徒を健やかに育むための技術と実践力を身につけ、教育とその支援活動を行える、高い人格と専門的な実践力・企画力をもった教育者の育成を目的とする。

第4条 本通信教育部の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、10年を超えることができない。

第2章 授業科目及び履修方法並びに単位算定基準

第5条 本通信教育部の授業科目及び履修単位数は、別表（1）及び通信教育部教育学部教育学

科履修内規のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、通学課程の授業科目を履修させることができる。

第5条の2 授業は、定期試験等を含め、4月15日から翌年2月11日までの間に適切に行うものとする。

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業又はメディア授業について、講義及び演習については15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本通信教育部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第7条 通信による1学年間の履修単位は、人間科学部42単位、教育学部54単位を上限とする。ただし、人間科学部人間科学科心理学専攻及び仏教学専攻3年次編入生は44単位、人間科学部人間科学科社会福祉専攻3年次編入生は47単位、人間科学部4年次編入生は、64単位を上限とする。

第3章 学習指導

第8条 授業は、通信授業、メディア授業及び面接授業によって行なう。

2 メディア授業及び面接授業によって行なわれる科目については、別に定める。

第9条 通信授業は、教科書及び学習指導書を配布し、質疑応答、設題解答及び添削指導その他適宜の方法によって行う。

2 メディア授業は、教材等を電子メディアで配布し、質疑応答、設題解答、意見交換及び添削指導その他適宜の方法によって行う。

第10条 各授業科目の設題に対しては、所定の期間内に解答を提出しなければならない。

第11条 学生は4年を通じて面接授業又はメディア授業により、30単位以上を修得しなければならない。

2 前項の30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第12条 面接授業は、原則として本学で実施し、その時期、方法についてはその都度これを指示する。

第4章 試験及び単位の認定

第13条 科目試験を受けることができる者は、第10条に定める設題の解答を提出した者に限る。

第14条 科目試験に合格した科目については、所定の単位を与える。

第15条 科目試験の成績評価は、次のとおりとする。

S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、

C(69点～60点)、D(59点～0点)。

C以上を合格とし、Dは不合格とする。

第16条 科目試験の不合格者は、所定の手続を経て再試験を受けることができる。

第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

第17条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、別表(1)の履修要件を満たして124単位以上修得していることとする。

2 前項の124単位のうち、最低30単位は面接授業又はメディア授業によって取得しなければならない。

3 第1項の124単位に、通学課程および他学部・他学科の科目の単位をあてることができる。

4 第1項の定めにかかわらず、3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業させることができる。

第18条 前条の要件を満たした者には、学長が通信教育部委員会の意見を聴き、学長が卒業を認定し、次の学位を授与する。

2 学位の種類は、次のとおりとする。

人間科学部 人間科学科 学士（人間学）

教育学部 教育学科 学士（教育学）

第18条の2 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく本学所定の別表（1）の単位を修得しなければならない。

第18条の3 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく本学所定の別表（1）の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

教育学部	教育学科	高等学校教諭1種免許状（国語・書道）
		高等学校教諭1種免許状（英語）
		中学校教諭1種免許状（国語）
		中学校教諭1種免許状（英語）
		小学校教諭1種免許状

第6章 入学、休学、退学、復学、再入学、除籍、編入学及び転部・転科・転専攻

第19条 入学の時期は、毎年4月及び10月とする。

2 学年は、毎年4月1日および10月1日に始まり、4月1日に始まる学年に入学する者は、次の年の3月31日に終り、10月1日に始まる学年に入学する者は、次の年の9月30日に終る。

第20条 本通信教育部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第21条 入学志願者に対しては選考を行う。選考の方法については別に定める。

第22条 入学志願者は、本学所定の入学願書及びその他の書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第23条 入学の許可については、本学所定の学費を指定の期日までに納入した者に学長がこれを与える。

第24条 入学を許可された者は、本学所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

第25条 独立の生計を立てている者以外の入学者は、保証人を必要とする。

2 保証人は、その学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

第26条 学生、保証人が転籍、転居又は改名したときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

第27条 保証人が死亡したとき又はその資格を失ったときは、新たにこれらを定めて届け出なければならない。

第28条 病気その他やむを得ない理由により休学を希望する者は、理由を具した保証人連署の休学願を提出して、許可を得なければならない。

第29条 休学期間は、原則として当該年度内とする。ただし、やむを得ない場合には、その期間を1年ごとに2年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第30条 休学期間は、在学年限に算入しない。

第31条 退学を希望する者は、その理由を具した保証人連署の退学届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第32条 休学又は退学及び除籍した者が復学又は再入学を願い出たときは、選考の上、学長が通信教育部委員会の意見を聴き、これを許可することがある。

2 前項により許可された者が以前に修得した単位（認定単位も含む）は、これを認定することができる。

3 退学及び除籍以前の在学期間は、所定の在学年限に算入しない。

4 復学及び再入学の時期は、第19条に定める時期とする。

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 休学期間が引き続き2年を超える者
- (3) 授業料その他学費を滞納し催告してもこれに応じない者
- (4) 死亡の届け出があった者

第34条 本通信教育部に編入学を希望する者については、選考の上、学長が通信教育部委員会の意見を聴き、これを許可する。

2 (削除)

3 編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 大学の課程1年（30単位以上）を修了した者
- (3) 学士の学位を有する者
- (4) 大学入学有資格者で文部科学大臣の定めた基準（修業年限2年以上で、課程の修了に必要な総授業時間数1700時間以上）を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 旧専門学校（3年制）を卒業した者
- (6) 高等専門学校（5年制）を卒業した者
- (7) 国立大学養護教諭養成所（3年制課程）、国立工業教員養成所を卒業した者
- (8) 高等学校専攻科（修業年限2年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす）を修了した者

第35条 通信教育課程より通学課程又は通学課程より通信教育課程に転部・転科を希望する者があるときは、選考の上、学長がこれを許可することができる。

第35条の2 本通信教育部の学生が、転部・転科・転専攻を願い出たときは、選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 前項に関する規程は別に定める。

第35条の3 第32条第1項、第34条第1項、第35条及び第35条の2第1項の選考に関する手続きは、第21条から第24条の規定を準用する。

第36条 本通信教育部の学生は、在籍する通信教育課程以外に正規の大学課程（大学院、短期大学を含む。）を併修することはできない。

第7章 学費

第37条 本通信教育部の学費は、別表（2）のとおりとする。ただし、選考料、補助教材費及び面接授業料については、別に定める。

第38条 学費の納入方法及び納入時期については、別表（2）備考のとおりとする。

第39条 既納の学費は、別に定めのある場合を除き、原則として返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

第40条 休学中の学費及び留年中の学費については、別に定める。

第41条 卒業論文審査料については、別に定める。

第42条 再入学の学費については、別に定める。

第43条 年度の途中において退学又は転学をしようとする者は、その年度の学費を納入しなければならない。

第44条 経済事情等の変化によって必要がある場合は、学費を改定することがある。

2 学業人格とも優秀で経済力に乏しい学生については選考の上、授業料免除の方法を講ずることがある。

3 特別な事由のある場合は、別に定めるところにより学費の減免を行うことができる。

第8章 教員及び運営組織

第45条 本通信教育部の授業は、原則として本学の通学課程の教員があたる。ただし、必要に応じ、適任者を講師として委嘱することができる。

2 本通信教育部の学生指導については、前項に定める者のほか、インストラクターに担当させることができる。

第46条 本通信教育部に教授会として通信教育部委員会を置く。

2 通信教育部委員会は、通信教育部長、通信教育部学科主任及び通信教育部長が指名する通信教育部授業担当の教授等若干名をもって構成する。ただし、通信教育部長が必要と認めたときは構成員以外の教職員の出席をもとめることができる。

3 通信教育部委員会は、通信教育部長が招集し、その議長となる。

第47条 通信教育部委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、通信教育部委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(4) 学生の休学・退学・復学・再入学・転学・転部・転科・転専攻に関する事項

(5) 教育課程に関する事項

(6) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(7) 上記各号に関する諸規程の制定・改廃に関する事項

2 第1号から第3号については、学長に意見を述べることで、第4号以降については、学長の求めに応じて意見を述べるができる。

第9章 付属施設、厚生施設、保健施設

第48条 本通信教育部の学生は、本学の付属施設、厚生施設、保健施設を使用することができる。

第10章 賞罰

第49条 次の各号の一に該当する者に対し、学長はこれを賞することができる。

(1) 成績特に優秀なる者

(2) 品行方正にして他学生の模範となる者

2 前項以外にも、学長が特に優秀と認めた者については、これを賞することができる。

第50条 本通信教育部学則に背き又は本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した行為のあるときは、学長はこれを懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業を怠り、成績不良で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 学生の本分に反し、本学の秩序を乱した者

3 第1項の懲戒が正式に決定するまでの期間、学長は当該学生に対し、自宅謹慎を命じることができる。なお、停学の懲戒を受けた場合、自宅謹慎期間を停学期間に含めることができる。

4 懲戒に関しては、別に定める。

第11章 科目等履修生

第51条 第20条または第34条第3項の各号に該当する者で、特定の授業科目の履修を申し出た者には、本通信教育部の教育に支障のない限り、科目等履修生として受入れを許可することがある。

2 特定の授業科目を任意に選択して履修する一般の科目等履修の他、人間科学科にあらかじめ指定された科目を履修する「本願寺派教師資格コース」及び「看護学コース」を置く。

第52条 科目等履修生として履修を許可された者は、指定の期日までに入学金（登録料）、履修料及び補助教材費（以下「履修料等」という。）を納入し、諸手続きを完了しなければならない。

2 履修料等については、別に定める。

第53条 科目等履修生の履修期間は、1年間とする。ただし、引き続き履修を希望する場合は、その都度願い出て許可を得るものとする。

2 10月に入学する者及び第51条第2項に定めるコースを履修する者にかかわる履修期間は、別に定める。

第54条 科目等履修生が授業科目の科目試験に合格したときは、所定の単位を与える。

第55条 科目等履修生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を準用する。

第12章 聴講生

第56条 第20条に該当する者で、特定の授業科目の聴講を申し出た者には、本通信教育部の教育に支障のない限り、面接授業の聴講生として受入れを許可することがある。

ただし、単位を認めることはない。

第57条 聴講生として聴講を許可された者は、指定の期日までに聴講料を納入し、諸手続きを完了しなければならない。

2 聴講料については、別に定める。

第58条 聴講生については、この章に定めるもののほか、本規程の他の各章の規定を準用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（第1条及び第3条一部改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成17年3月31日以前から在学している者の学費は、第37条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（第5条別表（1）、第32条第1項、第2項及び第3項一部改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（第1条、第3条、第5条別表（1）一部改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）一部改正、第8条2項追加）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（第34条一部改正、第56条、第57条、第58条追加）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条別表（1）、第7条、第37条別表（2）一部変更、第18条の2、第35条の2追加）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（第3条第1号及び第2号、第5条別表（1）一部変更）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（第3条第1号及び第2号、第5条第1項及び別表（1）、第6条、第7条、第18条第2項、第35条の2一部変更、第5条第2項、第5条の2、第17条第3項、第18条の3追加）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）一部変更）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第38条別表（2）備考一部変更）

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（第2条の2、第18条、第22条、第23条、第24条、第31条、第32条、第34条、第35条、第35条の2、第35条の3、第46条、第47条、第49条、第50条一部変更）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（第3条第1号、第5条別表（1））

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（第1条変更）

この学則は、平成29年3月7日から施行する。

附 則（第3条第1号、第5条別表（1）、第34条第3項一部変更）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条第1項及び別表（1）、第18条第2項、第18条の3、第37条別表（2）一部変更）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第46条第2項一部変更）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第2条の3追加）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第3条、第5条別表（1）、第7条、第21条、第34条 一部変更）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、人間科学部人間科学科社会福祉専攻において、令和3年3月31日以前から在学している者、令和3年度の3年次・4年次編入生、令和4年度の3年次（4月入学に限る。）・4年次編入生及び令和5年度の4年次編入生（4月入学に限る。）については、第5条別表（1）（共通科目を除く）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第37条、別表（2）一部変更）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第7条一部変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第17条第4項追加）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第46条第1項、第2項一部変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（附則変更）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1） 一部変更）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）、第38条別表（2）備考一部変更、第33条第4号、第44条第3項、第51条第2項、第53条第2項追加）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（第5条別表（1）一部変更）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（第36条、第37条 別表（2）、第38条 別表（2）備考、第39条 一部変更、第39条 第2項追加）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日以前から引き続き本通信教育部に在籍している者については、第37条別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第5条第1項別表（1）、第25条 一部変更）

この学則は、令和7年4月1日から施行する